

海上保險の沿革及文獻

久川 武 三

本稿は昨年度海上保險講義の原稿に多少の改訂増補をなしたるものである。茲に掲載して本年度講義の補充とする。若し海上保險に興味を持たれる一般讀者に研究上何等かの參考ともなるところあらば望外の光榮である。

一

海上保險の制度は總ての保險制度中最も早く發達したものであるが、その起源に就ては學者の所説一定しない。一部の學者はその起源を共同海損の制度に基かしめる。果して然らば、紀元前數百年昔のロード海法 (Lex Rhodiaca) 制定の希臘時代に、之を求めることが出来る。然し海上保險の制度を共同海損の制度に由來せしめることは、今日學者の多く採らざるところである。他の一部の學者は冒險貸借 (Foenus nauticum) の制度に淵源せしめる。果して然らば、羅馬時代に之を求めることが出来るけれども、冒險貸借の制度を以て直ちに今日の海上保險と同視するは亦早計である。今日の通説は希臘羅馬時代に海上保險の存在を認めない。漸く中世紀に至つて冒險貸借より進化したるものとなす。而も尙、その時期を或は十二世紀なりと云ひ、或は十三世紀若くは十四世

紀なりとなす。

一部の學者、殊に歐洲中世時代の海事慣習法を蒐集著述したる有名なる學者クレイラックは、伊太利の歴史家 Giovan Villani の云ふところを引用して、海上保險の創案者は猶太人なり。彼等が一一八二年 Philipp Augustus より、佛國から追放せられ伊太利に避難する際、保險の方法によつて彼等の財産の海上危険を保障したりと云ひ、之をベニスやフロレンス等の北部伊太利商人が目撃して之を採用し、普及せしめたりとなす (Claxac, Us et Coutumes de la Mer, Bourdeaux, 1661, p.218)。米國の學者デュアーは、この傳説の眞偽は一の問題であるけれども歴史家 Giovan Villani の生存中既に海上保險の制度が存在したるを想像するに足るべく、彼は一三四八年高齡を以て死したるを以て、恐らくは一二七〇年と一二八〇年の間に於て海上保險の制度生れたるものなるべしと云つてゐる (Duer, Marine Insurance, p.29)。ゼノア高等商業學校教授 Benza の考證に依つても、今日現存する世界最古の海上保險類似の證券は、一は船體保險にして千三百四十七年十月二十三日附、他は積荷保險にして千三百四十八年一月十五日附である。されば通説は海上保險の制度は、是等保險證券に於ける作成日附以前に於て存在したるを想像せざるべからずとなす。然れどもベンザの發見したる二種の保險證券は、何れも伊太利に於ける公證人役場に於て作成せられたるものにして、未だ純然たる損害填補を約したるものにあらず。之を保險證券と見るよりも、寧ろ變態冒險貸借契約書と見るを以て穩當とすべし。従て當時行はれたる海上損害填補の制度は、未だ冒險貸借の域を脱せざるものであつて、之を保險と見るは早計である。精々保險貸借 (Versicherungsdarlehn)、

若くは準保険 (Quasi-Insurance) としても名付け得るのみ。

海上損害填補の契約書が冒險貸借證書の形式より全く離脱するに至つたのは、尙それ以後のことである。而して今日までに發見せられたる古文書の中ピサに於て作成せられたる千三百八十四年六月十一日附のものに於て、漸く海上保險證券の形式を完全に具へてゐる。されば海上保險の制度も漸くその當時に至つて、冒險貸借より生れ出たものである。尤も嚴密に觀察するならば、當時行はれたる海上保險は單に海上損害填補の契約に過ぎざるものであつて、今日吾人の見る如き合理的保險料を以て經營せられる保險ではなかつた。されば學者は原始的保險てふ語を以て當時の保險を呼び現代的眞の保險から區別する(小島博士保險本質論。二九頁以下參照)。

海上保險の制度が中世伊太利の地に淵源し、伊太利人に依つて歐洲諸都市に傳播せられたものなることは、當時北部伊太利のベニスやフロレンス等の都市が、商業の中心であつたことに徴しても想像せられる。蓋し十二世紀の頃に於ては、南歐の商業は普通ロンバード人と稱せられる北部伊太利人に依つて營まれて居つた。而して彼等は歐洲到るところに植民して代理店を有し、倫敦、ルーアン及びブルージュ等はその主なる植民地である。のみならず彼等は平和の手段に依つて、或は陸路により、或は海路により埃及、ペルシャ、印度、さては支那にまでも遠征して、その物産を伊太利、西班牙、佛蘭西、英吉利、フランダース、さてはバルチックまでも齎し、東西交通の商權を一手に握つて居つた。この状態は十六世紀の初めまで繼續したるが、一四九二年には亞米利加大陸の發見あり、更に一四九七年には葡萄牙人は希望峯を迂回して、印度、支那及び日本への航路を發見し、商業

の實權も次第に伊太利より西班牙や葡萄牙の方へ移るに至つた。

二

海上保険に關する最古の法令として學者間に知られたものは一四三五年バーセロナの布告である。尤も海上保険の歴史的研究に殆ど畢生の心血を傾注したる學者 *Reardon* は、一三六七年乃至一三八三年に於ける葡萄牙王フェルヂナンドの法令を擧げる。また海上保険を共同海損に淵源せしめるならば、之を紀元前數百年昔のロード海法 (*Lex Rhodia de jactu*) に求むべく冒險貸借に淵源せしめるならば、之を紀元後五三三年のジュステイニヤン皇帝の布告 (*Codex Justinian*) に求むべきものであるけれども、今日の通説ではない。尙又、十世紀乃至十四世紀の間に於て地中海沿岸に行はれたる海法に關する慣例を編輯せるコンソラトール法典 (*Consolato del Mare*) や、十二世紀乃至十四世紀頃のオレロン法 (*Les Jugemens, ou Roles d'Oleron*)、並に十二三世紀頃の北海の慣例に基くところのウイスビー法 (*The Laws of Wisbuy*) 中には、共同海損に就ては稍詳細なる規定を存するけれども、具體的に海上保険に關するものなし。——是等海事慣習法の内容に就ては *Cleirac, Us et Coutumes de la Mer, 1661*; *Justice, Dominion of the Sea and Sea-Laws, 1724*; *Twiss, Black Book of the Admiralty, 4vois, 1871-6*. 等の著書を繙かれたし。

バーセロナの布告に次でスペイン(一四五八年、一四八四年及一五三八年) フローレンス(一五二三年) ブラッセル(一五五一年、一五六三年及一五六五年)

アントワープ(一五六三年又は一五九三年)等の布告がある。然し是等の法令は、主として海上保険に關する公法的關係を規定したるに過ぎない。その私法的關係を稍組織的に記述したるものはギドン法(Guidon de la Mer)を以て嚆矢とする。ギドン法は何時出來たか明かでないけれども、恐らく十六世紀なるべく、ルーアン市の二人の豪商にて依つ起草せられ、その地の領事裁判のために用ゐられたものゝ様である。従て當時、之は法として公布せられたものではなかつたが、一六〇七年及び一六四五年の兩度ルーアン於て公刊せられ、一六四七年以後はポルドー及びルーアン兩市その他で公刊せられた前記クレラックの著書中に掲載せられ他の歐洲諸都市にも汎く知られるに至つた。次で一六八一年には、ルイ十四世の海事勅令(Ordonance de la Marine 1681)の發布を見た。この勅令は宰相コルベール主宰の下に、佛國其他諸國の舊法令並に慣習法を參酌し、當時の法曹家及實務家の意見を徴して海上保険のみならず廣く海公法及び海私法の全般に通じ、組織的に編纂せられたものであつて、その海上保険に關しては前記クレラックの著書に據り、ギドン法に負ふところ甚だ多きものである。バラン——Valin Nouveau Commentaire sur l'Ordonance de la Marine du mois d'août 1681——はこの勅令を註釋し、ポチエ——Pothier, Traite du Contrat d'assurance par Etrangin, 1810——及びエメリゴン——Emerigon, Traite des Assurances et des Contrats a la grosse, 1783——はその海上保険の部を詳論してゐる。その後佛國に於ては一八〇七年ナポレオン法典の編纂を見たけれどもその海商法編の如きは全くルイの勅令を踏襲したるのみならず歐洲諸國の海商法中佛法系に屬するものは素より、英法及び獨法系のものと雖も、この勅令に負ふところ甚だ多し。

佛國に於て海上保險のみを論じたる著書は多くないけれども、海商法中に於て之を詳論したるものに至つては甚だ多い。その代表的なるものは左の如し。

Desjardins, Traite de Droit Commercial Maritime, 1887—89.

Valroger, Droit Maritime, 1885—86.

Danjon, Traite de Droit Maritime, 1910—16.

Ripert, Droit Maritime, 1922—23.

白國には左の名著がある。

Jacobs, Droit Maritime Belge, 1889—91.

Smeesters, Droit Maritime et Droit Fluvial, 1911—12.

海法に關する判決、論文、其他重要なる事項を掲載したる定期刊行物としては、左のものが最も有名である。

Aulauran, Revue international du Droit Maritime, 1885—1895 et 1895—1905.

Dor, Revue de Droit Maritime Compare, 1923—1927.

三

ロムバード人が南歐に於て活躍しつつある際、北歐に於てはリウベック及びハムブルクの商人が勢力を得て

つた。而して彼等は丁扶及び瑞典、其他バルチック海を抱擁する諸國の海族の危險に備ふる爲め、一二四二年同盟を結び、その後間もなく、他の獨逸及びネザールランドに於ける八十の多き諸郡市を之に加盟せしめ、所謂ハンザ同盟を作るに至つた。かくて彼等はブルージュに於てロムバード人と接觸し、倫敦に於ても相知るに至つた様である。

一部の學者、殊に「ロイドの歴史」の著者マルチンは、海上保險を冒險貸借に淵源せしめ、冒險貸借に關する規定が地中海のオレロン法やコンソラトール法典になく、北海のウイスビー法にあるを理由として、海上保險の出生地を地中海沿岸なりとせず、却てバルチック沿岸なりと主張するけれども (Martin, History of Lloyd's, p.4) 今日の説でなく、却て今日海上保險證券の意味を表はす英語の Policy、佛語の Police、獨語の Polize、西語の Poliza といふ語が、伊語の Poliza に由來するを思はゞ、その主張の探るに足らざる事を知り得る、されば海上保險の制度はバルチック海より地中海に傳播したるものとせず、ブルージュ又は倫敦に於て、ハンザ商人とロムバード人とが接觸する中、後者より之を教はり、かくてバルチック海沿岸に普及するに至りたるものと解するを以て、穩當とする。

四

地中海沿岸に於ては、十世紀乃至十四世紀の間に於て、コンソラトール法典並にオレロン法を有したると同様に

バルチック沿岸に於ては、十三世紀の頃ウイスビー法を有した。ウイスビー市はゴトランド島に位するを以てゴトランド水上法とも云ふ。また一五九七年に於ては、ハンザ諸都市の代表者リュウベックに會合してハンザ法令(Hanseatische Ordinnanz)を發布するあり。一六一四年には、更に之に修正増補を加へてゐる。然し是等の法典は單に共同海損並に冒險貸借を規定したるに止まり、海上保険に關しては具體的に規定するところなし。是等の法典の内容に就ては Langenbeck. Anmerkungen über das Hamburgische Schiff- und See-Recht, 1740.を參照せられたし。——然れどもこれより先き、一五六三年ハンザの植民地たるアントワープに於てフィリップ二世の布告したるものには明かに保険に關して規定するところあつて、恐らくはこの法令がバルチック沿岸に於ても行はれたるものならんか。(Duer, Marine Insurance, p. 42.)

十七八世紀に入つては、獨逸ハンザ諸都市に於て數多の海法に關する布告を見たが、その中海上保険に關して最も重要なものは一七三一年の漢堡法令(Hamburgische Assekurenz- und Haverordnung von 1731)なるべく、次で普國に於ては、一七六六年海上保險並に共同海損に關する法令あり。一七九四年には普國々法(Landrecht von 1794.)の發布あつて、遂に現行海商法の基礎をなすに至つた。一八六二年の獨逸舊商法(Allgemeines Deutschen Handelsgesetzbuch)は之を緯とし、後述する所の二八五二年漢堡、海上保險定期草案を經として編纂せられたるものにして、一八七〇年以來獨逸聯邦全體に公布せられた。更に一九〇〇年には、商法の改正を見たるも、海商編に於ては殆ど修正せられるところなく、漸く一九〇八年に於て、その海上保險の部に多少の修正を見

た。

獨逸に於て海上保険を、法律及び經濟の兩方面より論じたる著書は左の如し。

Andesen, Die Seeversicherung, 1888.

Liebig, Die Seeversicherung 1914.

法律的方面を詳論したるものとしては、海商法に關する著書に俟たねばならん。その代表的なるもの左の如し

Wagner-Pappenheim, Handbuch des Seerechts, 1884—1918.

Woyens-Lewis, Das Deutsche Seerecht, 1897—1901.

Schaps, Das Deutsche Seerecht, 1921.

海上保険に關する判決例を掲載したる定期刊行物としては、Hanseatische Gerichtszeitung を以て白眉とすべく、また有名なる學者の論文は、多く Goldschmidt, Zeitschrift für gesamten Handelsrecht und Konkursrecht 中に掲載せられる。

五

上述の如く獨逸に於ては十八世紀より二十世紀にかけて、屢々海上保険に關する法典の發布修正増補を見たるが、ハムブルグ、ブレーメン及びリユウベツク等の海上保險會社は、尙之を以て彼等の需要に適せざるところあ

りとなし、別に彼等の間に海上保険取扱規則なるものを設けてゐる。即ち一八〇〇年には、前記一七三一年漢堡法令に準據して、一八〇〇年草案 (Der Plan von 1800) と稱せられてゐる一般定期を作り、一八四七年及び一八五二年之に修正を加へ、一八六七年には海上保険一般定期 (Allgemeine Seeverversicherungsbedingungen von 1867) なるものを制定してゐる。この定期は一八六二年制定の獨逸舊商海上保険の部をも、斟酌して作られたものであつて、獨逸各地に於ける海上保険取扱規則の統一を計らんとしたものである。然れどもこの定期制定後、ブレームンに於ける海上保険會社は、別に一八七五年ブレームン海上保険定期 (Versicherungsbedingungen der Bremischen Seeverversicherungsgesellschaften) を制定したるを以て、その目的を達しなかつた。

その後、一九〇八年には商法海上保険の部に於て修正あり、海運業の變遷にも應じ、又ハムブルグとブレームンに於ける海上保険取扱規則の統一をも計らなうために、一九一〇年、漢堡商業會議所に多くの保險業者保險仲立人、船舶所有者、運送取扱業者、その他の關係業者を集めて、十五回の多き會議を開いて協議し、獨逸海上保険一般定期草案 (Entwurf allgemeiner deutscher Seeverversicherungsbedingungen vom 1910) なるものを作り、更に一九一四年ブレームン商業會議所、及び國際運送保險業者同盟代表者の意見を徴して、之を修正し、遂に一九一四年獨逸海上保險一般定期 (Allgemeine Deutsche Seeverversicherungsbedingungen) を完成した。然るに之が實施に先ちて歐洲大戰の勃發を見、その戰爭中に於て尙修正すべき多くの個所を發見したれば、一九一八年の會議に於て、一九一四年定期を修正し、一九一八年定期を以て之に代え、この新定期は一九二〇年一月一日から實施せられてゐる。從

て獨逸に於ける海上保險の實務を知るには、是等の定則を研究することが最も肝要である。

右記獨逸に於ける各種の海上保險取扱規則の内容を知るには、左記著書を見るべく、

Bruck, Materialien zu den Allgemeinen Deutschen Seevericherungs = Bedingungen, 1919.

一八六七年海上保險一般定則を商法と對照して註釋したる著書としては、左のものあり。

Volgt-Seeborn, Das deutsche Seevericherungs = Recht, 1887.

一九一八年獨逸海上保險一般定則を註釋したるものとしては、左のものあり。

Ritter, Das Recht der Seevericherung, 1922—24.

六

ハンザ商人及びロムバード人が、何時頃英國に植民したのであるかは充分明かでないけれども、前者は十一世紀の中葉、後者は十三世紀より植民し始めたものゝ様である。而してハンザ商人はスチールヤードに居を構えて貿易に従事し、英國海外貿易の基礎を作り、ロムバード人はロムバード街にあつて、白耳義、佛蘭西、其の他諸國との貿易に従事し、金融業及び保險業を輸入したるものゝ様である。而して何時頃保險制度を倫敦に輸入したかは明かではないが、遅くも十六世紀なるべく、今日ベニスに存する古文書は既に一五二一年に於て、英吉利及び當時伊太利領なりしクリート島間の、海上危険擔保の契約を記録してゐる。また今日までに倫敦に於て發見せら

れたる最古の海上保険證券は、一五四七年九月二十日附であつて、その一般文句は伊太利語にて認められ、署名其他記入事項は英語である。

ロムバード人及びハンザ商人は、十七世紀の初めまで、海外貿易並に海運業、及び保険業の實權を一手に握つて居つたが、遂に英國人の嫉妬を買ふに至り、一五九七年エリザベス女王の法令に依り、彼等の特權を奪はれ國外に追放せられるに至つた。かくて保険業は以後英國人に依つて營まれることとなり、既に十七世紀末よりはロイド保險者(Lloyd's Underwriters)なる名稱が、海上保険界に次第に重きをなすに至つた。ロイドは初めテムズ河畔の一珈琲店であつたが、或は海事に關する新聞、——この新聞は一六九六年八月以來一週三回發行せられ最初之をLloyd's Newsと呼びしが、故あつて廢刊となり、一七二六年復活せられLloyd's Listと改稱せられ、今日に至る。——を發行し、或は船名録(Lloyd's Register)を編纂して、保険料測定の基礎材料を提供した。ロイド保險者は之に依つて、比較的合理的なる保険料を見出し得るに至り、保險事業は漸く確實なる基礎の上に立つて經營せられるの氣運に向つた。

惟ふに十四五世紀の頃、伊太利に發芽して地中海や北海の沿岸に榮えた保險を始め、十八世紀以前に存した保險に於ては、その保険料は保險者と被保險者との交渉に依り、任意に定められた。今日保險の經營上最も重要なりとせられ悉保險料の決定が、かくの如く合理的なる計算の基礎なくして行はれたるものなれば、當時の保險は必然的に射倖的、冒險的性質を有した。學者はこの形態に於ける保險を原始的保險と稱し、現代的保險から區別す

る。現代的保険に於ては、合理的計算の基礎を有し、保険料はこの合理的基礎即ち公算に基いて算定せられる。縦ひ保険者及び被保険者間の懸引が加はることあるも、この合理的基礎を無視することを得ないものである。保険がかくの如き發展階段に達するに至つて、保険事業には最早企業危険以外に、特別の射倖的冒險的性質を有しない。かくの如き形態に於る保険こそ、眞の保険である。而して海上保険が中世時代の原始的狀態より脱却して現代的眞の保険に進化するに至つたその時期は、十八世紀の初期、ロイドに於て海事報告の蒐集、整理、並に船名録發行の事業が、稍完全に行はれるに至つたときからである。殊に一七二〇年、倫敦に於て設立せられたる倫敦保險會社、及びローヤルエクスチェンジ保險會社の出現を以て、その具體的表象と見ることが出来る。蓋しこの兩會社は設立後暫時は、事業成績不振なりしが、尙よくロイド保險者等の有力なる競争に耐えて、今日に至るまで存続せるを見ても、當時既に海上保險事業は冒險事業たるの域を離脱したるものなることが、推知せられる

(小島博士保險本質論
七六頁以下参照)

ロイドの沿革並に現狀、及びロイド船名録に就ては左記の著書あり。

Martin. History of Lloyd's and Marine Insurance, 1876.

Grey, Lloyd's: Yesterday and Today 1922.

Annals of Lloyd's Register, 1884.

七

佛蘭西及び獨逸、其他の歐洲大陸諸國は、或は佛法系に、或は獨法系に屬する相違こそあれ、比較的早くより皆海上保險に關する成文法を有するけれども、獨り英國にあつては近年に至るまで、之を有しなかつた。尤も一六〇一年、エリザベス女王の海上保險に關する規定あれども、單に裁判管轄に關する公法規定たるに止まる。従つて海上保險に關する裁判事件は、十八世紀の中葉に至るまでは、外國の法令又は著書に依つたものである。即ち前述のギドン法を初めとして、ルイ十四世の海事勅令之に次ぎ、アントワープ(一五六三年)、アムステルダム(一五九八年及一六七三年)、ロッテルダム(一六三五年)等の布告が參酌せられた。著書にあつては前記クレレーラック (Cleirac, Us et Coutumes de la Mer. 1661) ロカス (Roccus, De Navibus et Naulo, 1660) カサレヂス (Casaregis, Discursus Legales de Commercio, 1740) タルガ (Targa, Ponderazioni sopra la Contrattazione Marittima, 1692) 及びバラン (Valin) エメリゴン (Emerigon) ポチエ (Pothier) 等のものがその主なるものである。

その以後に於ては、慣習法に従ひ、判決例に重きを置いてゐる。殊に一七五六年、マンズフィールド卿 (Lord Mansfield) 判官職に就くや、着々海上保險に關する新規にして名判例を開き、一七八八年迄の在職中、六十餘件を裁判し英國に於る海上保險法の基礎を打ちたてた。著作に於ても左記の名書出で、殊にアーノルド海上保險法論は尙今日の權威である。

Park, Law of Marine Insurance, 1st ed. 1788, 7th ed. 1817, last (8th) ed. by Hyldyard 1845.

Marshall, Law of Insurance, 1st ed. 1802, 3rd. ed. 1823, Last (4th) ed. by Shee 1861.

Arnould, Marine Insurance, 1st ed. 1848, 3rd ed. 1886, 6th ed. by MacLachlan 1887, 11th ed. by de Hart & Simey 1924.

英國に於ても、漸く近年に至り成文法の必要を感じ、遂に一八九四年より、海上保険に關する法典の制定に着手した。一九〇六年議會の可決を見て、單行法として英國海上保險法の發布を見た。The Marine Insurance Act 1906 之である。該法は起草者の明言せる如く必ずしも一貫せる法理に準據して編纂せられたるものにはあらずして、マンズフィールド卿以來二千件以上の判決例、並に英國學者の意見を參酌して、制定せられたものである。

これ英國海上保險の實需によく適する所以でもある。この海上保險法を、逐條的に註釋したるものとしては、左記著書及び譯書がある。

Chalmers & Archbold, The Marine Insurance Act 1906, 3rd ed. 1922.

加藤正道譯 英國海上保險法

英國海上保險法は、右に述べたるが如く、判決例を基礎として制定せられたものなれば、その解釋に當つては、その基礎たる判決例を研究するを要する。殊に英國に於ては、判決例が他の諸國に於けるよりも重要視せられ、一度大審院の判決を見た以上は、その趣旨は容易に改廢せられない。判決例中著名なるものゝ大様は、前記著書

殊にアーノルド海上保険法論中に於て之を知るを得べく、特に判決録としては左記のものあり。

Campbell, Ruling Cases, vols. I, XIII & XIV. 1894—1898.

Aspinall, Maritime Law Cases, 1870—1926

海上保険に關する時々判決は、Shipping Gazette及びFairplay等の海事に關する新聞雜誌に掲載せられる。

八

北米合衆國に於ては、今日尙海上保険に關する成文法なく、唯特殊の事項に就ては、州法に於て之を規定せるものあるのみ。蓋し、十八世紀末に於て同國が獨立する迄は英國に於る判例及び學說に依り今日に於ても英法系に屬する。尤も、獨立前に於ても歐洲大陸の慣例、並に佛國に於ける三大家たるバラン、ポチエ及びエメリゴンの著書に依り、若くはそれ以前の學說を參照して判決せるものあり。また十九世紀に及んでは、同國內に於て左記三大名著出で、多くの判決は之に則り、勢英法より遠ざかりたる點も亦なきにしもあらず。

Duer, Marine Insurance, 1845.

Phillips, Law of Insurance, 1867.

Kent, Commentaries on American Law, 14th edition by Gould 1895.

九

英米兩國に於る幾分初步的名著としては、左記のものあり。ガウ及びテムブルマン兩氏の海上保険綱要は、近作中の白眉であり、この兩書に對しては邦譯も出てゐる。またドーバー著海上保険提要並にヒュブナー著海上保険論は各英國並に米國に於る海上保険の理論、及び實務を知る上に於て最も便利に出來てゐる。殊に後者には邦譯もある。

Benecke, Principles of Indemnity in Marine Insurance, 1824.

McArthur, Contract of Marine Insurance, 1890.

Gow, Marine Insurance, 1909.

椎名學士譯　ガウ博士海上保険

Templeman, Marine Insurance, 1912.

加藤學士譯　テムブルマン海上保険

Winter, Marine Insurance, 1918.

Huebner, Marine Insurance, 1920.

田中學士譯　ヒュブナー氏海上保険

Dover, Handbook to Marine Insurance, 1924.

10

我國に於ては、海上保險の制度は明治時代まで之を存しなかつた。尤も貞應、天正年間に於る海商に關する法令中には、打荷に關するものあり。徳川時代に於ては所謂浦始末に關する布告あり。然れども、是等のものは何れも、共同海損に關する法令と見るべきものである。海上保險に關しては、明治二十三年發布、三十一年實施の舊商法、並に明治四十二年發布同年六月より、前者に代つて實施せられたる現行商法中、海商編及商行爲編中に之を規定してゐる。舊商法は佛法に依り、新商法は獨法に依つてゐる。然るに現今海運業は擧げて英米の組織に據りて經營せられ、海上保險業は英國保險者の後援を要する。法律規定は大陸法を母法としてゐるものであるけれども、實務は英國に倣ひ海上保險證券の約款の如き殆どロイドのものを邦譯せるものに過ぎない。さればこそ、我國に於ては法律の適用、約款の解釋上、大なる困難に遭遇する。英國風の保險業を律するに大陸の制度を以てせんとするものなれば、その結果種々なる難問を生ずるは當然である。之に向つて適切なる解決を與ふるためには、英米兩國並に大陸の法律慣例を打つて一丸となし、之を説明するの用意あるを要する。即ち我國に於ては海上保險に關する比較法學的研究が最も肝要である。この比較法學的立場から、海上保險を研究したる著書としては左記のものあり。

村瀬保險全集、海上保險講義要領

藤本博士著 海上保険綱要

我國に於ける海上保険の實務を記述したるものとしては左書あり。

坂元學士著 海上保険實務誌

海上保険法のみならず、廣く我海商法若くは保險法を論じたるものとしては左記のものあり。

松波博士著 日本海商法

加藤博士著 海商法講義

片山博士著 海商法通義

市村博士著 海商法

松本博士著 保險法

三浦博士著 保險法論